

発行所
秋田県北秋田郡
川町役場
川町公民館
場町民課 T 4)
民館 T 62)

石一万三百十三四

予約期間は八月三十一日まで

米価決定とともに集荷方式

◎一〇、三三三元	五〇キロ(一石)につき二千
◎一四等平均手取額	売渡予約期間は七月六日から八月末日まで、予約量一
四〃五等	五〇〇円
三〃四等	二〇〇円
二〃三等	二〇〇円

わが合川町の目
標は五万二百五十一俵(二
万百石五四斗)となつてい
る。

追加更正予算など

七月定「例町会」
四案件を可決

町議會七月定例会は、去る七月十七日開會し、会期を一日間と定め、昭和三十四年度歳入歳出追加更正予算をはじめとする四議案をいづれも原案どおり可決し閉會した。

一〇五、〇〇〇円増

◆土木費

①都市計画費

二一、〇〇〇円増

◆社会劳働施設費

①社会福祉費

〇〇〇円増

引続いて全員協議会を開き九項目にわたり、種々協議を行い午後三時散会した七月定例会会で可決成立した案件は次のとおり。

合 計 三二六、〇〇〇円増

◎全員協議会において協議した事項は次のとおりである。

する条例の一部を改正する条例

◇昭和三十四年度合川町歳入歳出追加更正予算

◇財産の還元処分について

◇公有水面埋立免許に関する意見答申について

◎追加更正予算の内訳は次のとおり

【歳入の部】

◇地方交付税

町民の声

あなたと共に、住み
よい、働きよい、暮
らしやすい合川町の建設
これが町政のモットーです。

合 計	三二六、〇〇〇円増
【歳出の部】	
◇消費費	三二六、〇〇〇円増
①消防団費	

毎年のこと、農繁期わけでも田植となると猫の手も借りたい程の忙しさである今年も例年にもれない田植を送ったが、唯変ったことが一つだけある。

町民の声

あなたと共に、住み
よい、働きよい、暮
らしやすい合川町の建設
これが町政のモット
ーです。

夏季大学開講決る

七月三十日東中で

町公民館では、広く一般町民を対象とした講習会を計画していたところ、このほど夏季大学として次のようにに開講することになった。これは、町民の社会的視野を広め、産業の振興、農家の生活の向上をはかろうとするものであり、多数受講するよう望んでいる。

夏季大学日程
期日 七月三十日午後一

それには秋落水田の改良、酸性土じようの改良、漏水田改良などと耕土を培養することが考えられます。

東地区（大野台地区）は県農業試験場で設置した川井の低位生産試験と、昭和三十三年度に実施した土じよう調査の結果、秋落水田改良事業実施が技術的に可能であり、かつ事業実施によつて増産効果が顯著であ

十日夜半の洪水

田畑堤防を荒しまわる

何日となく続いた小雨も
十日に至り豪雨となり、夕
方になつてドツと水かさを
増し午後十時過ぎには、阿
のところ

〇五反 冠水浸水四三、五
〇〇アル(四、三五〇反)

堤防Ⅱ過年度災害未着工

秋落水田の
耕土培養

東地区指定される

農作物の増収を図るには、良い種子を播くことや、病害虫を防ぐことはもちろん大切であるが、農業生産の基盤は土を肥やすことがなによりも重要なことです。

八月一日現在で
農林水産業の調査

上の基礎資料となるものである。
 調査方法は、県から任命されている農林水産業統計
 果は、県行政

八月一日現在で
 農林水産業の調査

内の農業、林業、水産業の経営内容を、八月一日現在で調査することになった。
 この調査は、経営人口の年令別構成、就業日数、経営面積、水稲品種別作付面積などで調査結果は、県行政

(約一〇〇貫)と「けいかり出したが、今度は岩手県ル」一五〇キログラム(約四〇貫)を併用して耕土を培養しようとするものです。この事業は、計画面積が大きく一〇〇〇ヘクタール(二〇〇町歩)におよんでいるところから、本年度から三カ年計画をもつて、上大野農協が事業施行者として行なうことになっており、指定地域(大野台地域)の耕作者の協力によつて、事業が計画的に遂行され、その成果が期待されている。

◆松橋農夫男(一七歳)三里多十郎長男(岩手県紫波

課木村主事に引率され、元氣に出発、九月下旬までの二カ月にわたって、岩手県の農家に住み込んで現地の技術取得につとめることになつている。

◆工藤一男(一七歳)上杉与七長男(岩手県紫波郡都南村上飯岡、中村忠雄方へ)

調査員が各世帯を訪問して調べることになるわけで、調査の正確をはかるには、どうしてもみなさんの協力がなければなりません。町としても調査結果が行政上の重要資料となるものであり、皆さんの絶大なご協力を期待している。

岩手へ三名
農業実習県外
派遣生出発
町では、
生として、
さきに農業実習
長野県へ三名送

第一回合川町私有林
造林品評会開催要綱

合川町森林組合

一、目的

森林撫育の重要性の認識と、育林技術の向上によつて、林業経営の合理化を図り、林業振興を期するものとする

二、実施基準

イ、樹種 スギ

ロ、林令 第一部Ⅱ六年生～十五年生
第二部Ⅱ十六年生～二十五年

ハ、面積 一団地一反歩以上

ニ、出品点数 一人Ⅱ一カ所（一点）

三、審査要領

イ、適地適木 ロ、地 拵 ハ、植栽本数

ニ、下刈 ホ、蔓 切 ヘ、杖 打

ト、除伐 チ、間 伐 リ、その他

四、実施期日

イ、申込期限 八月十八日

ロ、審査 八月二十日

ハ、表彰 八月の末

五、その他

審査の結果、優秀なものは北秋田郡造林品評会に出品することになります。

滞納をなくして
7月は町民税を
町民税を
町民税を

